

## 基幹緊急避難場所開設手順

資料6

### 【 早期開設を依頼する状況・施設 】

#### 1 開設を依頼する状況

①から③のすべてに該当する場合

- ①集中豪雨などの「風水害」による場合
- ②「平日夜間（20時～翌8時30分）及び土日・祝日」  
（基幹緊急避難場所となる施設が閉まっている時間）
- ③基幹緊急避難場所の開設が「緊急」で必要な場合  
（台風に合わせて計画的に開設する場合は除く）

#### 2 開設を依頼する施設

「基幹緊急避難場所」…風水害時、各学区・地区に1か所指定している、最初に開設する緊急避難場所のこと。

### 【 開設までの流れ 】

#### 1 警戒体制の発令（開設に出発する準備をする）

警戒レベル3相当の気象情報等が発令された場合

⇒在住行政職員、交流館長宛てに、危機管理防災課から一括送信システムにより、開設準備（第3体制）への移行通知をメール送信

#### 2 基幹緊急避難場所が開設される地域に電話で開設要請

（1）自主防災組織へは、ホットラインを利用して電話連絡

（2）在住行政職員及び交流館長へは、福祉班・支部班より電話連絡

※電話での連絡を基本とするが、状況によっては緊急速報メールの受信をもって開設を開始する。その際、緊急速報メールの内容（発令対象地域・地区）を確認して開設に向かう。

#### 3 施設の開錠

電話もしくは緊急速報メールを確認後、基幹緊急避難場所開設へ向かう。

#### 4 受付準備

入口付近に受付を設置し、受付簿を用意する。

#### 5 開設報告（記入後速やかに）

該当の報告先に電話連絡し、次の3項目を報告する。※原則、在住行政職員が報告

（1）基幹緊急避難場所名 （2）開設日時 （3）報告者（携帯電話番号も報告）

#### 6 避難者の受入れ

避難者受付表【様式1】に、避難者の人数、世帯数を記入する。

避難者の内訳をカウントする。（性別、病人、要配慮者、年齢）

## 7 避難者の状況報告（1時間ごと）

毎時00分の避難者の情報を「報告用紙【様式2】」に記入し、該当の報告先へ電話連絡する。

### 《報告先》

#### ◎福祉班 084-928-1061（福祉総務課）

##### 【対象地域】

赤坂, 曙, 旭, 泉, 霞, 川口, 川口東, 熊野, 桜丘, 樹徳, 新涯, 瀬戸, 高島, 多治米, 津之郷, 手城, 鞆, 西, 明王台, 西深津, 走島, 東, 光, 久松台, 深津, 南, 水呑, 山手, 箕島

#### ◎支部班

松永支部（松永保健福祉課）084-930-0410

【対象地域】今津, 高西・松永・柳津, 東村, 金江, 神村, 藤江, 本郷

北部支部（北部保健福祉課）084-976-8803

##### 【対象地域】

有磨, 福相, 駅家, 駅家西, 駅家東, 加茂・広瀬, 服部, 宜山, 山野

東部支部（東部保健福祉課）084-940-2572

【対象地域】旭丘, 伊勢丘, 大谷台, 大津野, 春日, 蔵王, 千田, 坪生, 長浜, 野々浜, 引野, 日吉台, 幕山, 緑丘, 御幸

神辺支部（神辺保健福祉課）084-962-5005

【対象地域】神辺, 道上, 竹尋, 中条, 御野, 湯田

新市支部（庶務担当） 0847-52-5512

【対象地域】網引, 新市, 常金丸, 戸手

沼隈支部（庶務担当） 084-980-7700

【対象地域】山南, 千年, 常石, 能登原, 横島, 田島西部, 田島東部

## 8 引継ぎ

- ・一定時間初動運営を行い、福祉班・支部班が到着した時点で運営を引き継ぐ。
- ・避難者が多数等、運営に必要な人数が揃わない場合は、運営上支障のない状態になるまで執務する。執務を終了する優先順位は、①自主防災組織②交流館長③在住行政職員（地域防災担当）とする。

避難者受付表					基幹緊急避難場所名						
世帯番号	世帯主・代表者	世帯人数	性別内訳		病・要の別	年齢内訳			入所日	退所日	備考
1			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
2			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
3			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
4			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
5			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
6			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
7			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
8			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
9			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
10			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
11			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
12			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
13			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
14			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
15			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
16			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
17			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
18			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
19			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
20			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								

※病:病人・けが人 ※要:要配慮者(介護や障がいにより、配慮が必要な人。けが・病気は除く。)

※新:新生児(1か月未満), 乳:乳幼児(0歳1か月～6歳), 未:未成年(7～19歳), 成:成人(20～74歳), 高:高齢者(75歳～)

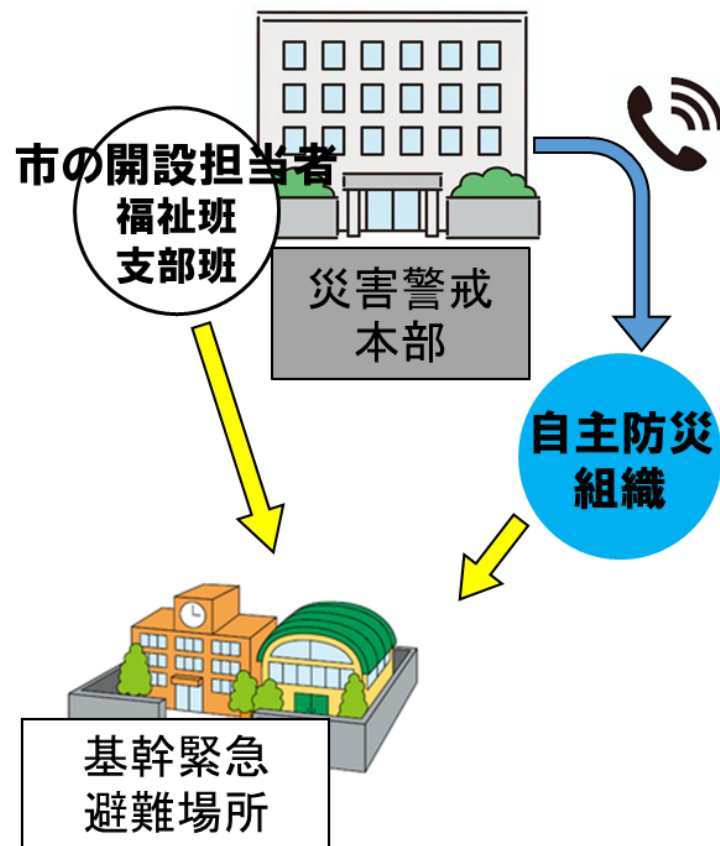
## 報告用紙

開設日時 月 日 : ~	基幹緊急避難場所名 ( )		報告者 ( ) 携帯電話 ( )								
日時	人数	世帯数	男	女	けが人病人	要配慮者	新生児	乳幼児	未成年	成人	高齢者
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
時00分現在											
(備考欄)											

## 「基幹緊急避難場所早期開設者制度」

各学区・地区の①在住行政職員，②交流館長，③自主防災組織が協力して基幹緊急避難場所を開設し初動運営を行う。

### (1) 風水害時の基幹緊急避難場所開設【従来】



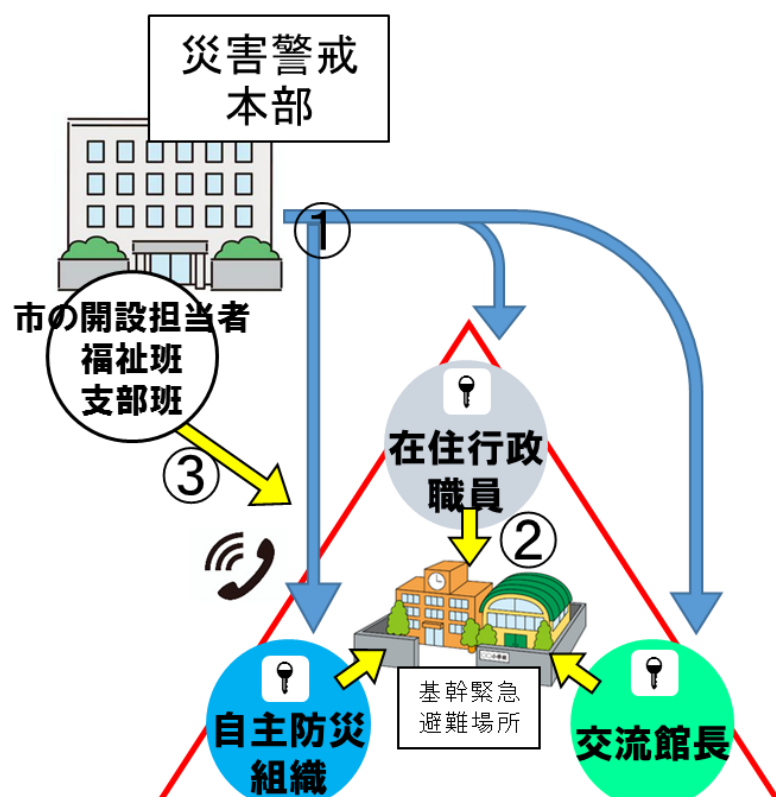
#### 《休日・夜間の開設までの流れ》

- ① 災害警戒本部から，対象の自主防災組織へ電話連絡（ホットライン）し，基幹緊急避難場所の開設を依頼。
- ② 市の開設担当者(福祉班・支部班)が市役所・支所へ参集し，基幹緊急避難場所へ向かう。
- ③ 自主防災組織もしくは福祉班・支部班が基幹緊急避難場所に到着次第，開設の準備開始。
- ④ 開設準備ができ次第，避難指示等を発令。

#### 《現在の課題》

- ▶ 福祉班・支部班は，必要な物品を基幹緊急避難場所へ持っていくため，一度，市役所・支所へ参集してから開設に駆けつけることから，一定の時間がかかる。
- ▶ 福祉班・支部班は，必ずしも市役所・支所（職場）の近くに居住しているとは限らないため，状況によっては，参集にも時間がかかる場合がある。
- ▶ 自主防災組織が，いつ・なんどきでも迅速な開設ができる体制を，常に整えておくことは難しい。

### (2) 風水害時の基幹緊急避難場所開設【新制度】



#### 《休日・夜間の開設までの流れ》※①・②・③は左図へ表示

- ① 災害警戒本部（福祉班・支部班）から，対象学区・地区の在住行政職員・交流館長・自主防災組織へ基幹緊急避難場所の開設を依頼。同時に避難情報を発令。
- ② 在住行政職員・交流館長・自主防災組織が学区・地区の基幹緊急避難場所の開設へ向かう。いずれかが基幹緊急避難場所に到着次第，開設の準備開始。
- ③ 福祉班・支部班が市役所・支所へ参集し，基幹緊急避難場所へ向かう。
- ④ 福祉班・支部班が到着。連携して運営を引継ぎ。

#### 《導入の効果》

- ▶ 学区・地区内から開設に向かうため，基幹緊急避難場所までの移動距離が短く，迅速な開設が可能となる。  
※新制度導入により，休日夜間の開設について，30分以上の短縮が見込まれる。
- ▶ 基幹緊急避難場所ごとに開設者を決めることにより，所在地や建物構造等について把握しやすく，円滑な開設・初動運営が可能となる。
- ▶ 三者が協力して開設・初動運営をして，それを市の開設担当者（福祉班・支部班）が支援する体制を構築することで，仮に三者のうちの1人に不都合等が生じた場合でも補完できる体制となる。